

(写)

北海道告示第 10613 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 41 条の規定による令和 5 年度（2023 年度）狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和 5 年（2023 年）4 月 17 日

北海道知事 鈴木 直道

令和 5 年度の狩猟免許試験の受験に当たっては、次の注意事項に留意すること。

注意事項

- ・ 受験を希望する場合は、事前申請受付期間内に事前申請を行うこと。事前申請をせずに提出された申請書は受け付けない。これらの申請書は返送するものとする。
- ・ 試験当日は、手指の消毒など、感染症の防止に努めるとともに、発熱や風邪の症状が見られる場合は受験を見合わせること。
なお、その場合は申請手数料の還付はしないものとする。

1 試験日時、試験会場及び定数

(1) 前期試験

別表 1 のとおり

(2) 後期試験

別表 2 のとおり

2 受験資格

北海道内に住所を有する者であって、次のいずれの要件にも該当しない者

- (1) 試験実施日において、網猟免許及びわな猟免許にあっては 18 歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては 20 歳に、それぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として次に掲げるものにかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1) から (3) までに該当する者を除く。）
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 52 条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者

3 試験の項目及びその一部免除

(1) 試験の項目

(写)

適性試験、技能試験及び知識試験。ただし、技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対してのみ課する。

(2) 試験の項目の一部免除

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 49 条第 1 項第 1 号に該当する者にあつては知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除し、同項第 2 号に該当する者にあつては同号の事由がやんだ日から起算して 1 か月以内に同号に該当する者である旨及び同号の事由がやんだ日を証する書類を添えて狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除する。

4 事前申請手続

狩猟免許を受けようとする者は、北海道電子自治体共同システムにより提供される北海道電子申請サービス（以下「電子申請」という。）又は令和 5 年度狩猟免許試験事前申請書（以下「事前申請書」という。）の郵送により事前申請を行うこと。

(1) 事前申請受付期間

前期試験にあつては別表 1、後期試験にあつては別表 2 の事前申請受付期間とする。

(2) 事前申請の回数

事前申請の回数は、前期試験及び後期試験において、それぞれ 1 人につき 1 回を上限とする。

(3) 事前申請に係る入力事項又は記載事項

電子申請にあつては次に掲げる事項を入力、郵送申請にあつては次に掲げる事項を事前申請書に記載すること。

ア 住所

イ 氏名

ウ 電話番号

エ 生年月日

オ 受験を希望する「試験日・試験会場」

カ 受けようとする狩猟免許の種類

網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟

キ 有効な狩猟免許所持の有無

ク 返信用メールアドレス（電子申請の場合）

(4) 郵送申請に係る必要書類

郵送申請にあつては、申請時に 84 円分の切手を貼付した返信用封筒を提出すること。

(5) 申請先

ア 郵送の場合

〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課

イ 電子申請の場合

URL [https:// www.harp.lg.jp/rZQZdS3d](https://www.harp.lg.jp/rZQZdS3d)

(6) 抽選

事前申請者数が別表 1 及び別表 2 の定員を超えた場合、抽選により 5 に記載する狩猟免許申請をすることができる者を決定する。

(7) 結果の通知

事前申請を行った者のうち、狩猟免許試験申請を行うことができる者に対しては申請できる「試験日・試験会場」を、狩猟免許申請を行うことができない者に対してはその旨を通知する。

5 狩猟免許申請手続

(写)

「4 事前申請手続」により申請できる「試験日・試験会場」の通知を受けた者は、当該試験会場を所管する（総合）振興局保健環境部環境生活課に次の書類を、郵送又は持参により提出する。

(1) 狩猟免許申請に必要な書類

ア 狩猟免許申請書 1通

狩猟免許申請書の用紙は、北海道庁ホームページからダウンロードするか、各（総合）振興局で入手すること。郵送で請求する場合は、封筒の表面左側に「狩猟免許申請書用紙請求」と朱書きして、84 円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

イ 北海道に住所を有することを証明する書類（住民票・運転免許証・銃所持許可証の写し等） 1通

ウ 2の(2)から(4)までの要件に該当しないことを証明する医師の診断書

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者にあつては、診断書に代えて当該許可証の写し。 1通

エ 顔写真（免許申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦 3.0 センチメートル及び横 2.4 センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。） 1枚

オ 受験票を送付するための返信用封筒（表面に申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記した定形封筒に、普通郵便での返信を希望する場合は郵便切手 84 円分を、速達郵便での返信を希望する場合は郵便切手 344 円分を貼付すること。） 1通

(2) 狩猟免許申請受付期間

前期試験にあつては別表 1、後期試験にあつては別表 2 の狩猟免許申請受付期間とする。

6 狩猟免許申請手数料

5,200 円（試験科目の一部を免除された者にあつては、3,900 円）に相当する額面の北海道収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼付すること。

7 受験票の交付

狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を交付し、試験日及び試験会場を通知する。

(写)

別表 1

前期試験

試験日時	試験会場		定員	事前申請 受付期間	狩猟免許申請 受付期間
令和5年(2023年) 7月1日(土) 午前9時から	石狩	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎	60名	令和5年 (2023年) 5月10日 (水)から同月 24日(水)まで 電子申請の場 合は受付期間 最終日の午後 5時30分ま でに入力が完 了したものま で有効 郵送の場合は 受付期間最終 日までに北海 道環境生活部 自然環境局野 生動物対策課 に到着したも のまで有効	令和5年 (2023年) 6月2日(金) から同月16 日(金)まで 郵送の場合は 受付期間最終 日までに(総 合)振興局に 到着したもの まで有効 持参の場合は 受付期間最終 日の午後5時 30分までに (総合)振興 局に提出され たものまで有 効
	檜山	檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山合同庁舎	20名		
	留萌	留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎	35名		
令和5年(2023年) 7月2日(日) 午前9時から	石狩	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎	60名		
	後志	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎	40名		
	胆振	室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	35名		
	日高	浦河郡浦河町栄丘東通56 日高合同庁舎	25名		
	渡島	函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎	50名		
	上川	旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎	50名		
	宗谷	稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎	20名		
	オホーツク	網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎	40名		
	十勝	帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎	30名		
釧路	釧路市幣舞町4-28 釧路市生涯学習センター(まなぼつと幣舞)	36名			
令和5年(2023年) 8月6日(日) 午前9時から	根室	根室市常盤町3丁目28 根室合同庁舎	20名		
	空知	岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎	50名		
	後志	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎	40名		

(写)

別表2

後期試験

試験日時	試験会場		定員	事前申請 受付期間	狩猟免許申請 受付期間
令和5年(2023年) 12月2日(土) 午前9時から	石狩	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎	60名	令和5年 (2023年) 10月10日 (火)から同月 24日(火)まで 電子申請の場 合は受付期間 最終日の午後 5時30分ま でに入力が完 了したものま で有効 郵送の場合は 受付期間最終 日までに環境 生活部自然環 境局野生動物 対策課に到着 したものまで 有効	令和5年 (2023年) 11月2日(木) から同月17 日(金)まで 郵送の場合は 受付期間最終 日までに(総 合)振興局に 到着したもの まで有効 持参の場合は 受付期間最終 日の午後5時 30分までに (総合)振興 局に提出され たものまで有 効
令和5年(2023年) 12月3日(日) 午前9時から	空知	岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎	50名		
	石狩	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎	60名		
	後志	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎	40名		
	胆振	室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	35名		
	日高	浦河郡浦河町栄丘東通56 日高合同庁舎	25名		
	渡島	函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎	50名		
	上川	旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎	50名		
	宗谷	稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎	20名		
	十勝	帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎	30名		
令和6年(2024年) 2月4日(日) 午前9時から	釧路	釧路市幣舞町4-28 釧路市生涯学習センター(まなぼっと幣舞)	36名		
	根室	標津郡中標津町東2条南2丁目1 中標津町経済センターなかまっぷ	20名		
	胆振	室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	35名		
	檜山	檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山合同庁舎	20名		
	オホーツク	網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎	40名		
	十勝	帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎	30名		